

## 新しい琵琶湖文化館の歳入確保に係る頒布物等製作業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 委託する業務の目的および内容

滋賀県では、新しい琵琶湖文化館の令和9年12月の開館を目指している。この整備・運営については、これまでも歳入確保及び機運醸成を図るため、クラウドファンディング等の寄附募集を実施してきた。

本業務は、令和8年度に実施予定のクラウドファンディングにおける広報資材に加え、クラウドファンディング等の寄附に対する返礼品として使用する、琵琶湖文化館の収蔵品やロゴ・シンボルマークを活用したオリジナルグッズ等のデザイン・製作を委託するものである。

新しい琵琶湖文化館の開館に向けた認知度向上および期待感醸成を図るとともに、本県の歳入確保に資する、効果的かつ魅力的な提案を求めるもの。

### 2 契約条件

#### (1) 契約形態

委託契約

#### (2) 業務内容等

別紙仕様書のとおり

#### (3) 予定価格

3,700,000円（消費税および地方消費税を含む。）

#### (4) 実施期間

契約締結日から令和8年12月31日(木)まで

### 3 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、以下のすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・ 営業種目

大分類：役務 中分類：デザイン

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314

#### (5) その他参加する者に必要な資格

下記の通り、令和8年7月15日(水)17時までにサンプルデータを請求した者であること。

#### 4 サンプルデータの請求

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書作成のために必要なサンプルデータを必ず以下のとおり請求すること。なお、件名に「サンプルデータ請求」の旨記載すること。請求期限までに請求しなかった者は、本プロポーザルに参加することができない。

##### (1) 請求方法

「13 提出先・問合せ先」に記載の連絡先まで、プロポーザル参加申請を予定する者の名義により、電子メールで請求すること。また、電子メール送信後には受信確認のため必ず電話で連絡すること。

【確認用電話番号 077-528-4681】

##### (2) 請求期限

令和8年7月15日(水)17時まで

#### 5 プロポーザル説明会

実施しない。

#### 6 実施要領等の交付場所

滋賀県ホームページの本プロポーザル公告に掲示する実施要領等のファイルのダウンロード、または「13 提出先・問合せ先」に示す場所において交付する。郵送による交付も行うが、その場合の送料は交付希望者の負担とする。

#### 7 質問および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、審査内容に関しない軽微な確認事項を除き、下記により受け付ける。

##### (1) 質問受付期間

令和8年 6月24日(水)9時00分から

7月15日(水)17時00分まで

(2) 質問方法

質問票(様式2)を使用すること。

(3) 提出方法

電子メールにより、「13 提出先・問合せ先」の質問送信先に送付すること。また、電子メール送信後には受信確認のため必ず電話で連絡すること。

【確認用電話番号 077-528-4681】

(4) 電子メールでの質問に対する回答

令和8年7月17日(金)17時を目途に、上記4のサンプルデータを請求した者全員に対して、質問と回答をメールにて送信する。

## 8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年8月7日(金)17時00分まで

(2) 提出先・提出方法

「13 提出先・問合せ先」に示す場所に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は土曜日および日曜日を除く9時00分から17時00分までとする。郵送の場合は簡易書留郵便により期限までの必着とする。

(3) 提出書類の種類・様式

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を作成し提出すること。

ア 企画提案書等提出書(様式1 正1部)

企画提案書等提出書を参照し、登録や認証を受けている場合は、「評価項目に係る加算点事項についての報告」に関する資料を添付すること。

イ 企画提案書4部(正1部・副3部)

(ア) 企画提案書の様式および枚数は任意とするが、用紙はA4判(縦書き・横書きは不問)とし、言語は日本語とする。また、正本はホチキス止めをしないこと。

(イ) 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく表現すること。

(ウ) 企画提案書の正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。副本3部には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマーク等の記載は行わず、また会社名が推測される表現等も避けること。

(エ) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、「新しい琵琶湖文化館の歳入確保に係る頒布物等製作業務仕様書」に記載している主旨やねらいを踏まえるとともに、業務の目標を達成するにあた

って最も効果的であると考えられる内容とすること。

①提案者概要説明

②実施体制

責任者と主たる担当者の業務分担内容、氏名および略歴

③事業実施手順・スケジュールの提案

④製作物のデザインサンプル

下記の品目についてデザイン・材質・その狙いや趣旨が明記された提案を記載する(2案まで提出可)。掲載する情報は請求により提供するサンプルデータを参照すること。

- ・チラシ(A4、両面)
- ・ポスター(B2及びA3、同一デザイン可)
- ・収蔵品図録
- ・缶マグネット
- ・ステッカー
- ・しおり

⑤過去3年以内の主な類似業務実績(契約書の写し等)

本公告日の前日から起算して3年以内の類似実績

(本公告日の前日までに、契約行為が完了したものに限り)

ウ 企業等の概要説明書(パンフレット等)

エ 見積書(1部)

※見積書には、別紙「新しい琵琶湖文化館の歳入確保に係る頒布物等製作業務仕様書」に掲げる業務委託について、着手から契約終了までのすべてに要する経費とその内訳を明記すること。

※消費税および地方消費税(10%)を含むこと。(税額を明示すること。)

※見積書には、事業所名、所在地住所、連絡先電話番号、代表者名、発行責任者名があること。(押印省略可)

※別途経費が必要になる企画提案を記載することは認めない。

オ 参考資料(任意提出・1部)

- ・過去の実績資料の実物等
- ・提案する作成物に使用する予定の素材サンプル

9 審査および契約予定者の決定方法

- (1) 契約予定者の決定方法：当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

- (2) 審査会日程：令和8年8月18日(火)
- (3) 審査会委員：当課において、下記の3名の委員をもって設置する。
  - ・滋賀県観光文化スポーツ部 文化財保護課長
  - ・滋賀県観光文化スポーツ部 文化財保護課  
文化財活用推進・新文化館開設準備室長
  - ・滋賀県総務部 行政経営推進課 参事兼営業戦略係長
- (4) 評価項目および評価点：評価基準(別記)のとおり。
- (5) 結果の通知：審査会における選定結果は、審査会から1週間以内にプロポーザル参加者に直接文書により通知する。
- (6) 業務契約予定者選定後：結果通知後、速やかに契約予定者と協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。

## 10 無効

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足や不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合はその時点で無効とする。

## 11 注意事項

以下に該当するものは審査の対象外となる。

- ・本実施要領及び仕様書の規定から逸脱したもの。
- ・第三者の著作権や商標権等の権利を侵害する恐れのあるもの。
- ・既に公表されているもの。
- ・反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。
- ・公序良俗その他法令の規定に反するもの。

## 12 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

(4) 採用後の企画等の実施にあたっては、担当課と十分協議を行って進めること。

13 提出先・問合せ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県観光文化スポーツ部文化財保護課 文化財活用推進・新文化館開設準備室

西川、萬年

TEL : 077-528-4681 / FAX : 077-528-4956

Email : [bunkatsu@pref.shiga.lg.jp](mailto:bunkatsu@pref.shiga.lg.jp)

## 評価基準

	評価項目		評価点
①	提案内容	本業務の趣旨や目的を十分に理解した、的確なものか。	20
②		作成物のデザイン、素材の提案は、琵琶湖文化館の魅力向上につながる、多くの人の関心をひく優れた内容か。	40
③		事業実施手順・スケジュールの提案は、本事業を確実にかつ効率的に実施できるものか。	5
④		実施体制・人選は、本業務の役割分担を明確にし、確実に遂行できるものか。	5
⑤	事業実績	本業務を実施するに当たり十分な実績を有しているか。	10
⑥	経済性	予定価格に対する提案価格の割合により5段階評価とする ・80%未満 ……10点 ・80%以上 85%未満 ……8点 ・85%以上 90%未満 ……6点 ・90%以上 95%未満 ……4点 ・95%以上 ……1点	10
⑦	社会政策	滋賀県内に本店または本社を置いているか。	4
⑧		「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1
⑨		次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑩		「滋賀県女性活躍推進企業」の認定を受けているか。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑪		高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
⑫		障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
⑬		環境マネジメントシステムのいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新	1

	<p>した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関(持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録</p> <p>③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</p> <p>④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	
合計 (満点)		100